

■水道水、食品の暫定規制値および規制値

(110515up,110802rewrite)

Q1：2011年3月30日、千葉県の浄水場で22日に採取された飲用水から幼児の暫定基準1キログラム当たり100ベクレルを超える370ベクレルの放射性ヨウ素が検出されました。浄水場はどのように測定しているのですか。

A1：法律上、水源での測定は義務付けられていません。浄水場の蛇口で測定したため、結果が出たときには、すでに利用者には供給されてしまっていました。

Q2：暫定規制値、そして新たな規制値とはなんですか？

A2：もともと食品に含まれる放射能については食品衛生法上の規制がなく、2011年3月17日に今回の原発事故を契機に、厚生労働省が急きよ定めたものです。

「これを超える飲食物は市場に出回らない」ようになっています。暫定規制値は下表のとおりです（単位は1kg当たりベクレル）。

	飲料水、牛乳、乳製品	野菜類、魚、肉、卵、穀類など
ヨウ素	300*	2000**
セシウム	200	500***
ウラン	20	100
プルトニウム	1	10

*：乳児が直接飲用する水や牛乳は100Bq

**：野菜は根菜・芋類をのぞく

肉、卵、穀類には規制値無し。

***：（参考）チェルノブイリ事故の時は、全ての輸入食品が370Bq

暫定規制値は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準を参考に、事故以前に原子力安全委員会が定めたものをそのまま採用したものでした。

「一定量の飲食物を一年間とり続けた場合に甲状腺でのヨウ素が50ミリベクレル、全身でのセシウムが5ミリベクレルを超えない様に算出された」ものです。

しかし、そもそも、この年間の規制値自体が高い値で、これで健康被害を防げ

るかどうかは疑問でした。上記表注1)のとおり、乳児用の規制値については、300 ベクレルから 100 ベクレル に引き下げましたが、この基準も十分なものではありませんでした。

WHO（国際保健機構）の飲用水質ガイドラインに示されている基準（Guidance level）は、ヨウ素 131 の場合 10 ベクレル/リットルです。飲料水、牛乳についての日本の暫定基準は、乳児で 10 倍、成人で 30 倍緩いこととなります。少なくとも 10 ベクレルを超える地域では飲用は控えるべきでした。

2012 年、厚生労働省は食品中の放射性物質の暫定基準値をあらため、この年の 4 月 1 日より新たな基準を設定しました。この値は、食品からの被ばく線量の上限値を年間 1 ミリシーベルトとなるよう設定されたことになっています。

（下記の表を参照）。

放射性物質	濃度 (Bq/kg)	
放射性セシウム (セシウム134, 137)	飲料水	10
	牛乳	50
	乳児用食品	50
	一般食品	100
※放射性ストロンチウム, プルトニウムなどを含めて基準値を設定		
※経過措置により米, 牛肉は2012年9月30日まで, 大豆は2012年12月31日まで暫定規制値が適用される。		
※経過措置により暫定規制値が適用される期間内に製造・加工された食品は, 賞味期限まで流通が認められる。		